

## 株式のご案内

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎年12月
基準日	定時株主総会・期末配当 毎年9月末日 第2四半期配当 毎年3月末日
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	☎ 0120-782-031 取次事務は三井住友信託銀行株式会社の本店 および全国各支店で行っています。
電子公告を掲載する ホームページ	<a href="http://www.eps.co.jp/">http://www.eps.co.jp/</a>

### IRに関するお問い合わせ先

IR担当 TEL :03-5684-7873 FAX :03-5804-0361  
E-mail: [ir@eps.co.jp](mailto:ir@eps.co.jp)  
URL : <http://www.eps.co.jp/>

### 将来の予想について

本報告書に記載されている、将来に関する予想については、現在入手可能な情報から当社経営陣の判断に基づいて行った予想であり、実際の業績は、さまざまな要素により、これらの予想とは異なる結果となる場合があります。

## お知らせ

### 株式の分割について

当社は、平成26年4月1日をもって当社普通株式1株を100株に分割しました。株式の分割と同時に、平成26年4月1日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株としました。これにより、平成26年3月27日をもって東京証券取引所における売買単位は1株から100株に変更となりました。

### 住所変更等のお申出先について

株主様の口座にある証券会社にお申出ください。なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

### 「配当金計算書」について

配当金お支払いの際にご送付しています「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねています。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただくことができます。ただし、株式数比例配分方式をご選択いただいている株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われます。確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引の証券会社等にご確認ください。

なお、配当金領収書にて配当金をお受取りの株主様につきましても、配当金のお支払いの都度「配当金計算書」を同封させていただいています。確定申告をなされる株主様は大切に保管ください。



このビジネスレポートは適切に管理された森林から伐採された木材を原料とするFSC®認証紙を使用しています。また環境負荷の少ない、植物性インキを使用し、水無し印刷で印刷しています。